令和７年度（2025 年度）

# 北海道百年記念広場噴水等改修工事測量設計委託業務

# 特　記　仕　様　書

北海道

## １　総　則

1)　共通仕様書の適用

1　この仕様書は、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和６年 10 月版、監修北海道建設部)」(以下共通仕様書という)、並びに「設計業務等共通仕様書（自然公園編、平成 29 年 7 月改定、監修環境省)」及び関係法規・規則等を遵守して行うものとする。

なお、共通仕様書は下記の web ページを参照すること。

「https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/196612.html」

2　本仕様書及び設計図書に記載されていない事項については、関係各要綱、示方書及び指針等に準拠するが、技術の基本的事項については、「自然公園等施設技術指針（令和４年３月改定、監修環境省)」による。

受託者が上記以外の参考図書により設計等を行う場合は、業務担当員との協議を行い承諾を得るものとする。また、その参考とした図書の写し、カタログ等を業務担当員に提出するものとする。

施工にあたって、疑義、不明な点があれば、その都度業務担当員と協議を行うこと。

2)　業務担当員との打合せについて

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と業務担当員は常に密接な連絡をとり、測量業務等の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容について、その都度受託者は打合せ簿（共通仕様書様式第 2 号）に記録し、相互に確認しなければならない。

電話による打合せについても、打合せ内容を記載した打合せ簿を作成し、相互の確認をしなければならない。

打合せ簿は 2 部作成し、内 1 部は複写とし各自 1 部を保有し保管するものとする。

測量打合せ

| 項目 | 作業段階 | 備考 |
|---|---|---|
| 第１回(着手時) | 業務開始前 | 打合せ場所：環境生活部文化局文化振興課 |
| 中間 | 測量作業着手時 | |
| 中間 | | |
| 中間 | | 打合せ構成員： |
| 最終 | 成果品納入時 | 第１回・最終：測量主任技師・測量技師各１名ずつ |
| 合計 | ５回 | 上記以外：測量主任技師・測量技師補各１名ずつ |

設計打合せ

| 項目 | 作業段階 | 備考 |
|---|---|---|
| 第１回(着手時) | 設計作業計画作成後 | 打合せ場所：環境生活部文化局文化振興課 |
| 中間 | | |
| 中間 | | |
| | | 打合せ構成員： |
| 最終 | 成果品納入時 | 第１回・最終：主任技師・技師Ａ・技師Ｂ各１名ずつ |
| 合計 | ４回 | 上記以外：技師Ａ・技師Ｂ各１名ずつ |

3)　関係官公庁への手続き等について

障害物の除去、立木の伐採や土地の試掘等は、あらかじめ所定の手続をとらなければならない。

4)　労働安全・訓練等について

労働安全衛生法等関係法令に基づき、日々の安全教育のほか、本業務現場に即した安全訓練等について、本業務に従事する測量調査業務担当者、作業員を対象に実施するとともに、安全教育の徹底を図り、その指導、監督に努めなければならない。

5)　交通安全・労働災害防止について

受託者は、業務の実施にあたり、交通事故・労働災害の防止に努めること。

受託者は、労働安全、訓練等の一環として交通安全教育の徹底を図るとともに、現地までの移動に際し自家用自動車等を使用する場合は、運転者の体調等の把握に努めるとともに、道路状況等の把握等、必要と思われる情報の収集を行い、交通安全の徹底をはからなければならない。

○内　容

1　交通労働災害防止担当管理者を定める。（道路交通法等の規定により安全運転管理者、運行管理者を決めている場合は必要としない。）

2　労働安全管理体制を確立する。

3　業務実施計画を策定し、無理な業務の執行体制を排除する。

4　現場状況を的確に把握し作業現場での安全点検の徹底を行う。

5　現場状況により防護具を装備する。（ヘルメット、呼吸用保護具、安全帯、命綱、防護眼鏡、脚絆、等）

6　安全運転を妨げる諸要因を取り除く。（過労、道路情報の不足,車両点検の不備、気象等の情報等）

7　健康診断、健康管理の徹底

8　現場での薬箱等（携帯用も含む）の常備を徹底する。（特に蜂用の防虫薬品等）

6)　労働者死傷報告について

業務の実施に際し、従事する労働者に休業４日以上の労働災害が発生した場合は、速やかに業務担当員に連絡するとともに、次により報告すること。

1　報告を要する労働災害の範囲

業務の着手から完了までの期間中、当該業務の実施に従事する労働者が労働災害、その他就業中、又事業場、若しくはその付属建設物内における負傷、窒息又は、急性中毒により死亡、又は４日以上の休業をしたとき。

2 報告の方法

労働安全衛生規則９７条の規定による「労働者死傷病報告」（様式第２３号）を所轄労働基準監督署へ提出するとともに、その写しを業務担当員に提出すること。

7)　概　数

1　設計書等の備考欄に「概」または「概数」と記して示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更する。

2　概数に係るものの実施にあたっては、業務担当員と打合せを行い、承諾を得て実施すること。

8)　管理技術者

1　本業務を行うにあたって、受託者は管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

2　管理技術者は契約図書の基づき測量業務等に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

3　管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格保有者であり、技術士（業務に該当する技術部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。また、日本語に堪能でなければならない。

なお、同等の能力と経験を有する技術者とは、次のいずれかに該当する者で発注者が認める者をいう。

（１）ＲＣＣＭ（造園部門又は建設環境部門）

（２）技術士（環境部門：自然環境保全又は環境保全部門）
（建設部門：都市及び地方計画又は建設環境）

（３）一級土木施工管理技士

（４）一級造園施工管理技士

（５）①から④のいずれかに該当する者で、発注者が認める者

①　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学卒業にあっては、建設コンサルタント等実務については、１３年以上の実務経験を有する者。

②　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあっては、建設コンサルタント業務について１５年以上の実務経験を有する者。

③　学校教育法による高等学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について１７年以上

の実務経験を有する者。
④　上記に掲げるものと同等以上の知識及び技術を有する者。

4　管理技術者に委任できる権限は、契約書第９条第２項に規定した事項とする。ただし、受託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（契約書第９条第３項の規定により凝視できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び業務担当員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5　管理技術者は、業務担当員が指示する関連ある設計業務等の受託者と十分協議の上相互に協力し業務を実施しなければならない。

6　管理技術者は、屋外における設計業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

7　管理技術者は照査結果の確認を行わなければならない。

9)　照査技術者

1　本委託業務の実施にあたっては、照査技術者の選任を必要とする。

2　本業務を行うにあたって、受託者は照査技術者を定め、発注者に通知しなければならない。照査技術者は、管理技術者とは別に定めるものとする。

3　照査技術者は、技術士（業務に該当する技術部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、同等の能力と経験を有する技術者とは、以下のとおりとする。

①　一級土木施工管理技士

②　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学卒業にあっては、建設コンサルタント等実務については、１３年以上の実務経験を有する者。

③　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあっては、建設コンサルタント業務について１５年以上の実務経験を有する者。

④　学校教育法による高等学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について１７年以上の実務経験を有する者。

⑤　上記に掲げるものと同等以上の知識及び技術を有する者。

4　照査技術者は、中間段階及び終了時に照査を行った結果を照査内容記録簿（共通仕様書Ⅲ様式第９号）に整理し、提出すること。

10)　資料等の貸与について

1　本業務で貸与できる資料は次のとおり。

| 貸与資料 | 単位 | 貸与期間 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 北海道百年記念広場関係図面 | １式 | 本業務の委託期間 | 図面等 |

2　貸与・返却については、借用書（共通仕様書第３号）を業務担当員に提出すること。

11)　成果品について

1 本業務に係る成果品は、別紙「成果品目録」のとおり。

2　本業務は電子納品対象業務とする。電子納品の運用にあたっては、「情報共有・電子納品運用ガイドライン【業務編】」（令和７年５月　監修北海道建設部）（以下、ガイドラインという）に基づくものとし、業務担当員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。

3　成果品は「国土交通省の電子納品要領（案）及び関連基準(案)等（以下、要領という）を準用して作成した電子データを電子媒体(CD-R)で正副各１部並びに A3 版縮小の設計図を１部紙で納品する。

4　図面については、JWW 形式もしくは p21 形式及び PDF 形式とする。

5　「ガイドライン」及び「要領」の解釈に疑義がある場合は業務担当員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子化の困難な資料及び打合せ簿、委託業務月報等の押印された書類については、紙による成果品を１部納品する。

12)　その他

1　踏査、測量等現地立入りの際、植生の刈払い等は原則行わないこと。

2　踏査、測量等現地立入りにあたっては、周辺自然環境に悪影響を与えないよう十分配慮すること。

## ２　測量業務

1)　測量杭等

1　測量に使用する杭は、頭部のつぶれを切りそろえ頭部に赤色のペイントを塗布し、杭番号その他必要事項を記入しなければならない。

2　木の根もと等にベンチマークを設置する場合は、経年変化しないよう留意すること。
また、２～３箇所に１箇所は、木の根もとでなく永久構造物などにベンチマークを設置すること。

3　ベンチマークの規格は、共通仕様書Ⅰ測量業務共通仕様書 4-4 による。

2)　測量範囲

基本設計説明書の外構整備範囲とする。

3)　平面図作成

平面図には、保全対象となる施設や、事業計画に関連する周辺地域の工作物等を明示し、岩盤の露出状況、林況、ベンチマーク、測線、山脚、渓床の接合線、保安林界など、作図すること。

4)　測量機械器具の検定

本測量作業に使用する長さ測定の機器（光波測距儀等、インバール標尺、鋼巻尺）の検定を行うものとし、検定については、北海道公共測量作業規定に定める測量機器の検定に関する技術を有する第三者機関が行い、発行する証明書を成果品に添付して提出すること。

5)　成果品納入

成果品の内容は、別紙「成果品目録」によるものとする。

また、成果品の納品形態が電子の場合は、備考欄に電子媒体の種類（CD-R・DVD-R 等）を記載すること。

## ３　設計業務

1)　設計基本条件

| 項　　目 | 設　計　内　容 | 設計区分 |
|---|---|---|
| 工作物<br>（噴水） | Ａ＝0.9ha<br>Ｌ＝0.3km<br>Ｗ＝30m<br>外構一式<br>植樹一式 | 実施設計 |

2)　設計図書の作成

1　設計者は、構造物の基礎となる項目（基礎地盤、背面土圧、流量計算、土工勾配など）については、業務担当員と密に打合せを行い、打合せ簿にその内容を記載し双方で確認を行うこと。

2　見積書、積算基準、カタログ等の単価や歩掛の根拠資料を添付し、設計書の備考欄には使用した歩掛の発出元及び番号を記載すること。

3　図面の縮尺は共通仕様書によるが、これによりがたい場合は、業務担当員と打合せを行うこと。

4　計画平面図をはじめとした図面は、改修箇所と撤去箇所が判別できるよう作成すること。

3)　設計図書の照査

照査技術者の指定があったときは照査技術者が、それ以外の場合は社内検査等で、設計図、数量計算、各種安定計算、各流量計算等に齟齬がないか担当者が責任を持って照査確認を行い照査内容記録簿に記載すること。

4)　成果品納入

成果品納入時は、照査報告書に、照査内容が確認できるよう必要事項を記入のうえ提出のこと。

5)　成果品

鉄筋構造物に関しては、配筋に伴う鉄筋加工図を作成すること。

工事で使用する資材の一覧表を報告書に添付すること。

その他、現場施工上重要な必要事項は図面にも適宜記入のこと。

見積徴集が必要な資材については仕様等必要事項を一覧表で整理すること。

6)　コスト縮減

1　本業務では、限られた財源を有効に活用し効率的な事業を実施するため、工事のコスト縮減の取り組みを示し、かつ供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観等所定の基本性能・品質の確保を考慮し、設計を進めること。

2　受託者は、設計条件や次の事項を考慮し、「コスト縮減の取組み」を業務計画書に記載し委託者に提出する。業務計画書は、測量調査設計業務等共通仕様書、第２編「設計業務共通仕様書」、第１章総則１－１－１２「業務計画書」の（１０）その他必要事項欄に「コスト縮減の取組み」を記載すること。

7)　リサイクル計画等

「建設副産物適正処理推進要綱」により、リサイクルを考慮し設計を進めること。

既設作工物はできる限り再使用を検討すること。設置年次や現地での外観調査も行うこと。

8)　その他

自然環境、景観、関係法規等に適合しうるよう設計を行わなければならない。また、設計する構造物については、その設置に必要な仮施設についても環境負荷が少ないものを検討すること。